

○鎌倉市児童遊園等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青少年に健全な遊び場を与え、心身の健やかな育成を図るため、児童遊園、子どもの遊び場、子どもの広場及び青少年広場（以下「児童遊園等」という。）の維持管理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 児童遊園等の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(維持管理)

第3条 児童遊園等の維持管理は、公園管理担当の課が行う。

(その他の事項)

第4条 この規則に定めるもののほか、児童遊園等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成10年3月27日規則第27号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日規則第32号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表2子どもの遊び場の項第2号の改正規定 公布の日

(2) 別表4青少年広場の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に1号を加える改正規定 平成12年4月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 平成12年5月8日

付 則 (平成15年3月25日規則第27号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成16年3月24日規則第31号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月22日規則第37号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年10月23日規則第16号)

この規則は、平成18年11月6日から施行する。

付 則 (平成19年6月22日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成19年8月21日規則第13号)

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日規則第36号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年1月17日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第2条)

1 児童遊園

- | | |
|---------------|---------------|
| (1) ニツ橋児童遊園 | 鎌倉市十二所943—1 |
| (2) よりとも児童遊園 | 同 西御門二丁目689—1 |
| (3) こめまち児童遊園 | 同 大町一丁目1033—3 |
| (4) 諏訪ヶ谷児童遊園 | 同 津西二丁目769—6 |
| (5) 寺分児童遊園 | 同 寺分485—3 |
| (6) 手広児童遊園 | 同 手広三丁目1419—1 |
| (7) ふじみ児童遊園 | 同 台二丁目286 |
| (8) うめだ児童遊園 | 同 大船二丁目487—1 |
| (9) いわせ第二児童遊園 | 同 岩瀬一丁目1—93 |

(10) 今泉児童遊園	同	今泉二丁目1474
(11) たまなわ児童遊園	同	玉縄一丁目 4
(12) やと池児童遊園	同	玉縄二丁目 7
(13) 城山児童遊園	同	玉縄二丁目13— 1
(14) 山百合児童遊園	同	玉縄五丁目25— 1
2 子どもの遊び場		
(1) あまなわ神明社子どもの遊び場	同	長谷一丁目262
(2) 鎌倉山子どもの遊び場	同	鎌倉山一丁目1586— 6
(3) 東瓜ヶ谷子どもの遊び場	同	山ノ内1329
(4) 山崎こ線橋下子どもの遊び場	同	台一丁目342
(5) いつくしま神社子どもの遊び場	同	小袋谷二丁目739
(6) 熊野神社子どもの遊び場	同	大船2028— 6
(7) 今泉子どもの遊び場	同	今泉二丁目1410— 1
3 子どもの広場		
(1) 笛田子どもの広場	同	笛田三丁目1142— 4
(2) 梅田子どもの広場	同	大船二丁目487— 1
(3) 小袋谷子どもの広場	同	大船三丁目252
4 青少年広場		
(1) 諏訪ヶ谷青少年広場	同	津西二丁目769— 1
(2) 深沢駅前広場	同	梶原560— 6
(3) 笛田青少年広場	同	笛田三丁目1431
(4) さくら青少年広場	同	台1659— 1
(5) いわせ青少年広場	同	岩瀬547
(6) いわせ下関青少年広場	同	岩瀬630— 1
(7) 今泉青少年広場	同	今泉二丁目1474
(8) 今泉台七丁目クローバー広場	同	今泉台七丁目900—592
(9) 植木青少年広場	同	植木219